

ゲーム作品制作イベント及びゲーム制作
関連ワークショップ等企画・運営管理業
務委託に係る仕様書

クリエイティブ福岡推進協議会
(福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課)
2026年2月17日

本仕様書はゲーム作品制作イベント及びゲーム制作関連ワークショップ等企画・運営管理業務委託（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 業務名称

ゲーム作品制作イベント及びゲーム制作関連ワークショップ等企画・運営管理業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 事業の目的及び概要

クリエイティブ関連産業の振興を通じて地域経済の発展を目指すクリエイティブ福岡推進協議会（以下「協議会」という）では、学生を中心とした地元ゲームクリエイターの人材育成、学生等と企業の接点づくりによる人材獲得を目的としたゲーム作品制作イベント（以下「ゲームジャム」という）及び小中高生を対象としたゲームクリエイターを目指すきっかけづくりを目的としたワークショップを実施するもの。

5 用語の定義

用語	定義
ゲームクリエイター	ゲームプログラマー、デザイナー、プランナー等の開発スキルを有する者 ※社会人、学生等の属性は問わない

6 業務内容

(1) ゲームジャム

【目的・概要】

学生を中心とした地元ゲームクリエイター志望者のスキルアップ及び学生等と企業の接点づくりによる人材獲得を目的として、プロのゲームクリエイターと学生等がともにゲーム制作を行うもの。

【開催時期】

8月29日（土）、30日（日）

※最終的な実施日については協議会と協議のうえ、決定するもの。

【開催場所】

福岡市役所 15階講堂（福岡市中央区天神1丁目8-1）

【参加ターゲット】

ゲームクリエイター志望者（学生及びアマチュア）：60～70名程度

※委託者と協議のうえ受託者側で募集を行うこと。

プロゲームクリエイター（ゲーム企業に属するクリエイター）：10～20名程度

※委託者と協議のうえ受託者においてプロゲームクリエイター（プログラマー）を最低10名は確保すること。

※プロゲームクリエイターについては報酬（20,000円/日（税込））の支払いを受託者より行うこと。

【チーム編成】

1チームあたり7～9名程度×10チーム

社会人	1～2名（プログラマー1名及びデザイナー若しくはプランナー1名）
学生	6～7名（プログラマー3名程度、デザイナー2、3名程度、プランナー1名程度）

【その他】

・協議会が別に実施する「The Creators」と連動した取組を行うこと。

例）The Creators内において制作作品の展示を実施。

※「The Creators」実施概要（予定）

日程：10月10日（土）、11日（日）

場所：UNITEDLAB（福岡市中央区大名1丁目3-36）

（2）作品講評会・交流会

【目的・概要】

ゲームジャム参加者のスキルアップ及び学生等とゲーム関連企業とのネットワーキングを目的とした作品講評会・交流会を実施する。

【開催時期】

8月30日（日）

※最終的な実施日については協議会と協議のうえ、決定するもの。

【開催場所】

福岡市役所 15階講堂（福岡市中央区天神1丁目8-1）

【参加ターゲット】

ゲーム関連事業者、インディーゲーム制作者、大学・専門学校関係者、学生等

※委託者と協議のうえ受託者側で募集を行うこと。

※ゲームジャム参加者は発表者として参加。

【留意事項】

・講評員は協議会において選定を行う。

・その他ゲーム制作に知見のあるゲスト講評員を提案することも可とする。

※ゲスト講評員の決定にあたっては、委託者と協議を行うこと。

・作品講評会では参加者が制作したすべての作品を講評員が講評する機会を設けること。

・優秀者を選定する場合、適切な選定基準を設定の上で選定すること。また、優秀者

- に対し、賞金などのインセンティブが得られる仕組みを提案することも可とする。
- ・交流会では制作したゲームを試遊しつつ、学生や社会人が交流できる時間を設けること。

(3) ゲームジャムプレイイベント

【目的・概要】

本事業全体の広報及び学生を中心とした地元ゲームクリエイター志望者のスキルアップなど、本事業の認知度拡大や(1)ゲームジャムの目的達成を強化するため、プレイイベントを開催するもの。

【開催時期】

(1) ゲームジャム実施日より前で事業実施及び目的達成に最適な日程を提案すること。

※最終的な実施日については協議会と協議のうえ、決定するもの。

【開催場所】

事業実施及び目的達成に最適な場所を提案すること。

※最終的な実施場所については協議会と協議のうえ、決定するもの。

【開催内容】

事業実施及び目的達成に最適な内容を提案すること。

例) ゲームジャム参加者を集め、ゲームエンジンの勉強会を開催 など

【参加ターゲット】

(1) ゲームジャム参加者(ゲームクリエイター志望者(学生及びアマチュア)のみ)を含め、内容に応じて提案すること。

※委託者と協議のうえ受託者側で募集を行うこと。

(4) ゲーム制作関連ワークショップ

【目的・概要】

小中高生を対象としたゲームクリエイターを目指すきっかけづくりを目的とするワークショップを実施する。

【開催時期】

実施・事業の目的達成に最適な日程を2日以上提案すること。

※最低でも(1)ゲームジャムと同日及び協議会が別に実施する「The Creators」と同日の2日程で実施すること。

※最終的な実施日については委託者と協議のうえ、決定するもの。

【開催場所】

8月29日(土)、30日(日)：実施・事業の目的達成に最適な場所を提案すること。

10月10日(土)、11日(日)：UNITEDLAB 2階(福岡市中央区大名1丁目3-36)

その他日程：実施・事業の目的達成に最適な場所を提案すること。

【参加ターゲット】

福岡市内の学校に通う小学生、中学生及び高校生。

※委託者と協議のうえ受託者側で募集を行うこと。

※参加者は重複を除く実人数で最低180名以上集めること。

【開催内容】

全3種以上のワークショップを実施すること。

実施内容：プログラミング、3DCGに関するもの、その他（ゲームクリエイターを目指す契機となる内容）などを提案すること。

※最終的な内容については委託者と協議のうえ決定。

【留意事項】

- ・より多くの参加者が参加できるように日程及び回数を工夫すること。
- ・実施・事業の目的達成に最適な講師及びプログラムを選定すること。
- ・ワークショップ参加者が参加後も継続してゲームクリエイターを目指すことができるような工夫を行うこと。
 - 例）ワークショップにおいて、無料使用可能なソフトを用いる。
- ・（1）ゲームジャムと連動した取組を行うこと。
 - 例）作品制作イベントの見学ツアーを実施。

（5）広報

【業務内容】

- ・参加ターゲットとなるプロゲームクリエイターやゲーム関連事業者、インディーゲーム制作者、学校関係者、学生等に対して事業の広報を行うこと。
- ・ゲームジャムについては70～90名程度、ゲーム制作関連ワークショップについては180名以上の参加者を確保すること。
- ・必要に応じ、協議会が別に実施する「The Creators」と連携して広報を実施すること。
- ・上記（1）～（4）の各業務に関するホームページを作成すること。
 - ※詳細は委託者と協議のうえ作成すること。
- ・上記（1）～（4）の各業務を実施後にホームページ上にて事後広報を行うこと。

【留意事項】

協議会が別に実施する「The Creators」の受託者と連携して効果的な情報発信に努めること。

（6）事務局運営

【業務内容】

①事務局運営

- ・本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。
- ・委託者の求めに応じて打ち合わせ等に必要な資料を適宜作成すること。
- ・次年度の運営・広報に活用できるよう、委託期間を通じて写真を撮影すること。
- ・写真一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。
- ・事業完了後、事業実施報告書及び収支報告書を作成し電子データで提出すること。
- ・その他、事業実施のために必要な業務を実施すること。

②全体企画・調整

- ・事業目的に資する内容の企画・提案を行うこと。

③企画・準備段階の運営体制

- ・企画・準備段階で委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切な実施スケジュールを組み立て提示すること。
- ・事業効果を最大限に高めるため、地元ゲームクリエイター等からのニーズを捉えた企画運営ができる体制を用意すること。
- ・参加するゲームクリエイターや講師等の関係者と適宜連絡調整を行い、円滑に運営を行うこと。

④事業実施時の運営体制

- ・運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、参加者、来場者の安全面にも十分に配慮した上で実施すること。
- ・運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。
- ・事業の目的達成に最適な演出・装飾・展示・会場レイアウトを行うこと。
- ・実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

⑤その他、本事業実施のために必要な業務

7 損害賠償

- (1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会は一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会の責めに帰する場合はこの限りではない。

8 その他留意事項

- (1) 提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。
- (2) 本業務は本仕様書に基づき実施することを基本とするが、本仕様書に定めのない事項または同内容を変更して実施する場合は、委託者及び関連ゲーム企業と綿密に連絡を取り合い、随時協議のうえ実施すること。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (4) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。
- (5) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に関して必要な手続き及びそれらに係る諸費用等、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (6) 本業務で知り得たことについては、守秘義務を負うものとする。
- (7) 常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

- また、定期的に委託者と打ち合わせを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (8) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、参加者及びスタッフ等の怪我、事故、疾病等に備え保険等に参加することを計画しておくこと。
 - (9) 関係官公署への手続きが必要な場合は、必要書類を作成し、原則として手続き一切を行うこと。